

J A M 政策NEWS

2026年3月23日 第2026-08号

【発行】JAM

【発行責任者】岩崎和人

【編集】政策政治グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

《国会で質疑》レアアースの価格高騰に対する価格転嫁

取適法の対象に～明確化された考え方を踏まえ、積極的な価格交渉を～

3月18日、村田亨子JAM準組織内議員は、参議院予算委員会において質問を行った。

レアアースの価格高騰についても取適法に基づく価格転嫁の対象となるかとの質問に対し、赤澤経産大臣は「発注内容に明示された製造委託等の対象となる物品等に必要なものであれば、レアアースを含む原材料費は製造委託等の代金を構成する費用に含まれる」と答弁した。加えて「サプライチェーンの深い層にある中小企業への価格転嫁の浸透を進め

ていくことは大事な課題」と述べ、さらなる価格転嫁を進めるべきとの認識を示した。また、中東情勢の影響も加わり、生産コストが複合的に上昇することへの懸念について、赤澤経産大臣は「国民生活、経済活動に中東情勢が及ぼす影響を極力抑えていきたい」と答弁した。



価格転嫁の推進のため1月1日に施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、以下の修正が行われました。ぜひ価格交渉に活かしましょう。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

コスト高騰や、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更等があった場合に、中小受託事業者が価格協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害する行為が禁止されました。

従業員基準の追加

対象とする事業者の要件に、従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分が追加されました。資本金規模が大きい場合、これまで下請法の対象取引になっていなかった取引についても、買ったときや協議に応じない一方的な代金決定の禁止の対象となります。

【適用基準例（製造委託等）】

